

新型インフルエンザ対策の法制化の経過について

平成 24 年 5 月 18 日
社会文教常任委員会委員長
栃木県知事 福田 富一

1 経過

- H18. 5. 30 国に対し新型インフルエンザ対策の法制化を要望（以降 4 回）
H23. 9. 2 全国知事会意見書「新型インフルエンザ対策行動計画(案)について」
H24. 1. 19 長浜官房副長官と全国知事会（栃木県知事）との意見交換
H24. 2. ～ 国と地方公共団体関係者との実務者検討協議会を計 3 回実施
【構成メンバー】
全国知事会：栃木県、東京都、兵庫県
全国市長会：郡山市（福島県）、裾野市（静岡県）、鳥羽市（三重県）
全国町村会：聖籠町（新潟県）、斑鳩町（奈良県）、和木町（山口県）
H24. 3. 6 中川防災担当大臣と全国知事会（栃木県知事）との意見交換
H24. 3. 9 「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」閣議決定
H24. 4. 27 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」成立
H24. 5. 11 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」公布

2 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の内容

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要は別添のとおり
- 全国知事会が要望してきた次の事項等が概ね反映されたものと評価
 - ① 対策に係る法的根拠の明確化
 - ② 知事への権限集約
 - ③ 国の財政責任の明確化
 - ・ 予防接種等における国の費用負担
 - ・ 地方公共団体が支弁する費用に対する財政上の措置
 - ④ 都道府県と市町村（保健所設置市を含む）との役割分担の明確化
 - ⑤ 医療関係者の協力確保対策 等

3 今後の対応

全国知事会の参加が予定される次の場等において、引き続き地方の意見の反映に努めていく。

- ① 政府行動計画の策定に向けた検討の場
- ② 政令等の策定に向けた事務レベル協議

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
 - ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
 - ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
 - ④ 緊急物資の運送の要請・指示
 - ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
 - ⑥ 埋葬・火葬の特例
 - ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
 - ⑧ 行政上の申請期限の延長等
 - ⑨ 政府関係金融機関等による融資
- 等



○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日